

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン カーリング指導普及活動用

令和 2 年 6 月 9 日

(令和 3 年 7 月 23 日改定)

(令和 4 年 8 月 6 日改定)

公益社団法人日本カーリング協会

1 はじめに

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和 3 年 11 月 19 日（令和 4 年 5 月 23 日変更）（文献[1]）、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長、令和 4 年 5 月 23 日）（文献[2]）、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、令和 2 年 5 月 14 日（令和 3 年 11 月 5 日改訂）（文献[3]）、「講習会・研修会開催における新型コロナウイルス感染症対策について（公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ指導者育成部、令和 2 年 8 月 17 日事務連絡）（文献[4]）及び（公財）日本スポーツ協会 国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針 第 5 版（2022 年 8 月 1 日）（文献[5]）を踏まえて、カーリング指導普及活動の実施にあたっての基準や、開催時における感染拡大防止のための留意点についてまとめたものです。

なお、本ガイドラインに記載している内容は、現段階で得られている知見等に基づき作成しているため、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直す場合があることに留意してください。

2 カーリング指導普及活動について

本ガイドラインのカーリング指導普及活動とは、公益社団法人日本カーリング協会が主催するカーリングスクール及び指導普及イベント、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益社団法人日本カーリング協会が主催する指導者養成講習会並びに加盟カーリング協会が主催する講習会、研修会、体験指導、普及イベント等とします。

3 カーリング指導普及活動の実施の基本的な考え方

ここでは、カーリング指導普及活動の実施の基本的な考え方と、主催者、指導者、参加者及び施設における感染拡大予防のための留意点を示します。

ただし、カーリング指導普及活動が行われる都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷いが生じる場合は、開催地や施設が所在する都道府県の担当部局に相談してください。

(1) 緊急事態措置を実施すべき区域（緊急事態措置区域）

不特定多数の参加者が対象で、参加者が自由に移動でき、かつ入退場時や施設内の適切な行動確保ができないカーリング指導普及活動は、原則として中止又は延期とします。

参加人数が比較的少数で、参加者が予め登録されるなど特定されており、かつ入退場時や施設

内の適切な行動が確保できるカーリング指導普及活動は、各都道府県知事の方針に反しない形であれば、地域の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講じた上で実施できることとします。

この場合であっても、感染拡大への備えと「三つの密（密閉、密集、密接）」を回避するための対応が整わない場合は、中止又は延期するなど、慎重に対応しなければなりません。

また、開催地の都道府県知事からイベント等の自粛要請があった場合は、中止又は延期等の適切な対応をとらなければなりません。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域（重点措置区域）

不特定多数の参加者が対象で、参加者が自由に移動でき、かつ入退場時や施設内の適切な行動確保ができないカーリング指導普及活動は、原則として中止又は延期とします。

参加人数が比較的少数で、参加者が予め登録されるなど特定されており、かつ入退場時や施設内の適切な行動が確保できるカーリング指導普及活動は、各都道府県知事の方針に反しない形であれば、地域の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講じた上で実施できることとします。

この場合であっても、感染拡大への備えと「三つの密（密閉、密集、密接）」を回避するための対応が整わない場合は、中止又は延期するなど、慎重に対応しなければなりません。

また、開催地の都道府県知事からイベント等の自粛要請があった場合は、中止又は延期等の適切な対応をとらなければなりません。

(3) 新しい生活様式を踏まえた通常状態の区域（緊急事態措置区域及び重点措置区域のいずれにも該当しない区域）

地域の感染状況や感染拡大リスク等について適切に評価したうえで、感染防止策が徹底されることを前提に、カーリング指導普及活動を実施できることとします。

この場合であっても、感染拡大への備えと「三つの密（密閉、密集、密接）」を回避するための対応が整わない場合は、中止又は延期するなど、慎重に対応しなければなりません。

また、開催地の都道府県知事からイベント等の自粛要請があった場合は、中止又は延期等の適切な対応をとらなければなりません。

4 カーリング指導普及活動の実施の基本方針

カーリング指導普及活動を実施する場合は、「カーリング指導普及活動実施時の感染防止対策チェックリスト」（別紙1～3）に基づき、主催者だけでなく参加者を含む関係者全員が、ワクチン接種の有無にかかわらず協力して、「参加者の体調管理」、「マスク等の着用」、「大声抑制」、「三つの密（密集・密閉・密接）の回避」などの基本的な感染防止対策を徹底することとします。

また、カーリング指導普及活動を実施予定又は実施中であっても、以下の場合には、原則として中止又は延期することとします。

- (1) 都道府県知事からイベント等の自粛要請があった場合
- (2) 会場となる施設が利用中止となった場合
- (3) 会場となる施設側から中止又は延期の要請があった場合
- (4) 実施中に参加者の感染クラスターが発生した場合
- (5) 実施中に参加者の感染クラスターが発生するおそれがある場合
- (6) その他、参加者の安全を確保することが困難と認められる場合

5 カーリング指導普及活動の実施時の感染防止対策

(1) すべての参加者

すべての参加者は、以下の項目に該当する場合は、自主的に参加を見合わせてください。

ア. 体調がよくない場合（感染及び感染が疑われる以下の症状がある場合）

平熱を超える発熱、咳・のどの痛み、倦怠感（だるさ）、息苦しさ、臭覚や味覚の異常

イ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合（感染対策開始から7日間以上の待期間を経過した場合を除く）

ウ. 開催日前14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合（感染対策開始から7日間以上の待期間を経過した場合を除く）

(2) 主催者の対応

①計画時の事前確認

利用施設の選定にあたっては、会場の広さ・定員や換気設備、受付場所、洗面所や更衣室・シャワールーム等の状況を確認し、感染拡大防止対策が講じられることを確認します。

また、対策を講じるために追加で要する時間や座学と実技を行う場合の順番などを考慮した日程を設定します。

感染が疑われる者が出た場合を想定して、利用施設と予め相談し、緊急時の連絡相談先、医療機関等への搬送等の対応について決めておきます。

②事前通知の徹底

講習会等の参加者や講師に対し、参加決定や講師依頼を通知する際に、感染予防対策について遵守すべき事項を明確にして、協力を求めるとともに、「体調チェック報告シート」（別紙4及び5）への記入と提出を依頼します。

これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する観点から、カーリング指導普及活動等への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知します。

また、必要に応じて、新型コロナワクチンの接種証明又はPCR検査の陰性証明若しくは抗原検査（定性検査又は定量検査）の陰性証明の提示を求めるなど、感染拡大防止対策への協力を依頼できることとします。

③当日の対応

主催者は、カーリング指導活動が安全に実施されるよう、以下に留意します。

ア. 会場の設営は、利用施設が定めるガイドライン等に従うこと。

イ. 人と人が近くで対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

ウ. 受付を行うスタッフにはマスク※を着用させること。

※ マスクは、日本産業規格（JIS）に適合する不織布マスクを推奨する。特にことわりがない場合は以下同じ。

エ. 参加者がマスクを準備しているか確認すること。準備していない場合は主催者が提供すること。

オ. イベント開催中、「三つの密」、大声など避けるよう注意を促すこと。

カ. 受付や会場内にアルコール等の手指消毒剤を用意すること。

- キ. カーリング指導普及活動の前後にカーリングストーン及びブルームのハンドルを消毒すること。
- ク. 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。
(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することもある。))
- ケ. 参加者がイベント開催中手洗いをこまめに行うよう声をかけること。

④感染が疑われる者が出た場合の対応

- ア. カーリング指導普及活動の当日（連続した複数日で開催する場合は初日）の受付や準備時間中に、参加者・講師・運営スタッフから、感染が疑われる症状の報告があった場合、主催者は速やかに当該者の参加を中止させ可能な範囲で隔離し、事前に調整していた医療機関等へ連絡します。併せて、利用施設と協議し、その他の参加者の安全を確保するための対策を講じることとします。
- イ. カーリング指導普及活動の開催中に、参加者・講師・運営スタッフに感染が疑われる症状が見られた場合、運営事務局は速やかに当該者の参加を中止させ可能な範囲で隔離し、事前に調整していた医療機関等へ連絡します。併せて、利用施設や開催地自治体の衛生部局等に連絡し、当該活動の継続の可否を検討することとします。
- ウ. 指導普及活動の終了後 14 日以内に、参加者・講師・運営スタッフから感染の報告を受けた場合、運営事務局は利用施設や開催地自治体の衛生部局等と連絡をとり、衛生部局等の指示に従い当該者と接触した可能性のある全ての関係者（参加者・講師等）へ速やかに連絡するなどの対応に協力することとします。

(3) 講師及び指導者等の対応

①指導前の対応

講師及び指導者等は、体調管理のため、以下の事項を「体調チェック報告シート」（別紙 4 及び 5）に記入し、提出してください。

- ア. 自身の平熱と参加当日の体温
- イ. 参加当日の健康状態
- ウ. 感染及び感染が疑われる者への接触状況等

②指導普及活動当日の対応

講師及び指導者等は以下に留意して行動します。

- ア. マスクを着用すること。(マスクをしての講義、なるべく拡声器を使用)
- イ. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ウ. 参加者、スタッフ等との距離（できるだけ 2m 以上）を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- エ. 指導中は大きな声で会話しないこと。
- オ. 指導中は参加者に対して「三つの密」を避けるよう注意を促すとともに、マスクを着用しているか確認すること。(ただし、運動強度が高いスウィーピングなどのプレー中や眼鏡が曇り視界不良となるときは、マスクを着用することにより十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があること及び安全性の低下を招く危険性があること等を踏まえ、参加者同士が十分な距離（2m 以上）を確保できる場合には、マスクを外すよう促すことが必要。)

- カ. 参加者が使用するストーン及びブラシはなるべく共用しないこと。
- キ. グローブを着用させ、他の参加者と肌が接触しないよう注意を促すこと。
- ク. マスク着用による疲労や熱中症のリスクを考慮し、こまめに休憩をとること。
- ケ. 指導普及活動の終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、又は感染が疑われる場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(4) 参加者の対応

①参加前の対応

参加者は、体調管理のため、以下の事項を「体調チェック報告シート」(別紙4及び5)に記入し、提出してください。

- ア. 氏名、年齢、住所、連絡先、(電話番号)
- イ. 自身の平熱と参加当日の体温
- ウ. 参加当日の健康状態
- エ. 感染及び感染が疑われる者への接触状況等

②参加中の対応

- ア. マスクを持参すること。(マスクをしての受講、会話)
 - イ. こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
 - ウ. 参加者、スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
 - エ. 参加中に大きな声で会話等しないこと。
 - オ. 参加中は、常にマスクを着用するとともに「三つの密」を避けること。
- 注) 運動強度が高いスウィーピングなどのプレー中や眼鏡が曇り視界不良となるときは、マスクを着用することにより十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があること及び安全性の低下を招く危険性があること等を踏まえ、参加者同士が十分な距離(2m以上)を確保できることを条件にマスクを着用しなくてもよい。
- カ. イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合又は感染が疑われる場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(5) 施設の対応

カーリング指導普及活動におけるクラスター発生を回避するため、使用施設では以下の対策をとることとし、必要に応じて施設管理者等に協力をお願いしてください。

①洗面所 洗面所(トイレ)

参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ア. 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- イ. 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ウ. トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- エ. 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること。(布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。)
- オ. トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)に

については、こまめに消毒すること。

②更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する必要があります。運動を行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することとし、必要に応じて施設管理者等に協力を依頼してください。

ア. 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）

イ. ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講ずること。

ウ. 室内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

エ. 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

③リンク、会議室

換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う必要があります。換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気作業を行ってください。

（6）飲食

「三つの密」を回避した食事環境と、新しい生活様式に基づいた新しい様式による食事摂取を考え以下に配慮してください。

ア. 参加者間の距離をとるようにします。食事をする前は必ず手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行うこと。また、食事前まではできるだけマスクを着用すること。

イ. 主催者が提供する場合、提供者は手洗い、うがい、手指アルコール消毒を行い必ずマスク着用すること。

ウ. 飲料についてはペットボトル、ビン、缶で提供すること。

エ. 食品については大皿から取り分ける方式を避け、個人個人分けた物を提供すること。

（7）個人情報の取扱い

参加者から提出された個人情報は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、参加者の健康状態の把握、開催・参加可否の判断及び必要な連絡調整のためのみに使用し、保存期間経過後に責任をもって廃棄します。

なお、参加者の中から、新型コロナウイルス感染症を発症した又は感染の疑いがある方が発見された場合は、必要な範囲で、保健所、行政機関等に情報を提供し、開催地の自治体の対処方針に従い適切に対処することとします。

【参考文献】

[1] 新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和3年11月19日（令和4年7月15日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_r_040715.pdf

[2] 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設

の使用制限等に係る留意事項等について」令和4年5月23日

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf

- [3] (公財) 日本スポーツ協会、(公財) 日本障がい者スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」令和2年5月14日(令和3年11月5日改訂)

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/somu/doc/guideline_R3_1105.pdf

- [4] (公財) 日本スポーツ協会指導育成部「講習会・研修会開催における新型コロナウイルス感染症対策について」令和2年8月17日

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4201>

- [5] (公財) 日本スポーツ協会 国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針 第5版(2022年8月1日)

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/kokutai/pdf/basic-policy_ver.5_20220801.pdf 0220630.pdf